



通算020 令和元年度 第3号

介護予防・日常生活支援総合事業

訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス等を利用されている方の利用者負担の考え方方が変わります!!

事業対象者、又は要支援1・要支援2の認定をお持ちの方が対象です。

令和元年10月1日以降、実際の利用状況に合わせた「1回〇〇円」の回数支払いになります。

*尚、回数上限額を設定しますので、今回の変更によって利用者の負担が増えることはありません。

今回の変更にあたっての注意事項

利用予定をキャンセルする場合は、事業所だけでなく担当のケアマネに必ずご連絡下さい。

元々週2回程度の利用を想定していた場合は、体調不良などの理由により結果的に利用回数が非常に少なくなったとしても、その月は週2回程度の利用者としてご負担いただきます。

◆ 当初一月に8回サービスを利用する予定だったが、体調不良により3回しか利用しなかった。

→ 「週2回程度の利用者」の1回の単位×3回相当の負担。

◆ 尚、このような場合、利用者の新たな状態に応じた支援計画変更の必要性を検討して翌月以降の支給区分を決定します。

利用者都合による急なキャンセルの場合は、事業所との間で取り決めた契約に基づきキャンセル料などが発生する場合があります。

サービスの利用内容や利用する事業所によって加算も異なりますから、詳細は各サービス事業所へお問い合わせ下さい。

大野北第2の担当エリアで、3団体がシニアサポート活動団体登録されました

『シニアサポート活動』とは、相模原市の介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者又は要支援1・2相当の方を対象とした、地域住民やボランティア等による、身近な地域の通いの場やごみ出しなどの生活支援の活動です。

通所型の活動基本費は年間最大3万円！

シニアサポート活動団体登録されると、活動費の補助が得られるなど、団体活動の安定化を図ることができます。

◆ 今回登録された団体は、いずれも元々『いきいき百歳体操』を実施していた団体ですが、現在趣味活動などを実施している団体も以下の条件を満たせば登録申請が可能です。

通所型：定期的に提供される介護予防に関連した通いの場

活動団体登録されるための条件

- 1) 月2回以上開催すること。
- 2) 準備や後片付け等を含めて、1回当り概ね2時間程度の活動を行うこと。
- 3) 1回当り概ね30分程度の運動を行うこと。
- 4) 参加者に応じた市の研修受講者がいること。（下図参照）
- 5) 活動の運営に関する会則を定め、市に申請すること。

元々運動を伴わない趣味活動の場合、活動の間に簡易版『いきいき百歳体操』（約30分）を実施して頂くと③の条件を満たします。

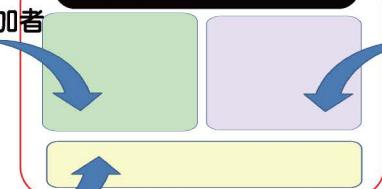
◆ 通所型の場合、団体登録されると

基本費：活動維持に必要な費用として、年間最大30,000円

会場費：有償会場の場合、1回につき最大1,000円、月最大10,000円の補助を受けることができます。

通所型シニアサポート活動 参加メンバーのイメージ

② 一般の参加者



① 事業対象者、又は要支援1・2の方

認定を持ち、ケアプランに位置付けられた方が参加した場合、【活動参加費】が上乗せされます。

* 参加者数が3人までなら1回につき1,000円、3人を超える毎に1回につき500円が上乗せ。

③ 活動を支える方

一般的な参加者にも加わって頂いて結構ですが、①の方が5名以内なら1名、6名～10名なら2名、市のシニアサポート活動講座受講者が必要です。

訪問型 (住民主体型)

:定期的に利用者宅を訪問して、
居宅外・居宅内の支援を行う



活動団体登録されるための条件

1) 活動団体自身で活動メニューを定める。

居宅内支援：買い物同行、買い物代行、散歩、掃除、洗濯、ベッドメイク、調理から活動メニューを定める。

居宅外支援：週2回以上ゴミ出しを行う。

2) 居宅内の支援を行う場合は、訪問回数は月1回以上、最大でも週2回までで、1回当りの訪問時間は60分以内。

3) 居宅外の支援(玄関先のゴミを収集場所まで運ぶ)は、週2回以上行うこと。

4) 団体メンバー3名以上で、全員が市の研修を受講すること。

5) 活動の運営に関する会則を定め、市に申請すること。

◆ 訪問型(住民主体型*注)の場合、団体登録されると
基本費：活動維持に必要な費用として、年間最大30,000円の補助
賃借料：月最大20,000円の補助
を受けることができます。

◆ 事業対象者、又は要支援1・2の認定を持ち、ケアプランに位置づけられた方が訪問型(住民主体型)を利用した場合、居宅内支援なら1回300円、居宅外のゴミ出しだら1月1,000円の補助が追加されます。

◆ 活動団体自身で、利用者負担金(0円～500円)を定めることができます。

* 注:訪問型には、『住民主体型』の他に、法人格を有する団体が提供する『管理型』があります。

尚、通所型、訪問型共に、別途ボランティア登録された団体を支えるスタッフに対しては、「さがみはら・ふれあいハートポイント」が付与されます。また、シニアサポート活動に對しては、市がまとめて損害保険に加入します（負担金は不要です）。

活動団体申請は3月と9月に受け付けています。

会則を含め、申請に必要な書類の作成はお手伝いいたします。

『シニアサポート活動』についての説明をご希望の場合は、こちらまでご連絡下さい。

大野北第2高齢者支援センター

042-768-2195 (日曜・祭日を除く8:30~17:15)



大野北第2高齢者支援センター季刊誌

大野北の国から2

通算023

令和2年度 第2号

2ヶ月遅れの

新型コロナウイルス感染症予防のために地域の活動がお休みになって寂しい。。。そんな声を耳にして、自治会、老人クラブの活動やいきいき百歳体操などの地域の活動が概ね新型コロナウイルス感染症拡大前の状態に戻るまでの間、

大野北第2高齢者支援センター独自の取り組み

『(大野北第2)お元気コール』を開始することにしました！

何をしてもらえるの？

- ◆ 週1回、取り決めた曜日・時間帯に大野北第2高齢者支援センターから電話します。
- ◆ 1回の電話は概ね5分以内としますが、相談事やお悩み事がある場合には、別途電話や訪問の機会を設けます。
- ◆ 連絡が取れなかった場合、改めてセンターの翌開所日の同じ位の時間帯にお電話いたします。
注:心身が虚弱、常時注意を要する状態にあるなどの安否確認が必要な場合は、訪問の上相模原市の在宅福祉サービスなど、他の制度や民間のサービスをご案内させて頂きます。

目的は？

- ◆ 新型コロナウイルス感染症拡大により、交流の機会が失われて気分転換が難しくなった方に対する不安の軽減。

どの様な方が対象？

センターからの電話を希望し、以下の全てに当てはまる方が対象です。

- ◆ 大野北第2高齢者支援センターの担当エリアにお住まいの方。
- ◆ ヘルパーさんなどの訪問系のサービスやデイサービスなどの通所系サービス、民間のカルチャースクールなどを現在利用していない方。
- ◆ 概ね75歳以上の方。

コロナの影響でサービスの利用を中止している方も含みます

どんな手続きが必要？

- ◆ お電話でお申し込み頂き、氏名・住所・電話番号・生年月日などを伺います。



令和2年9月から利用者登録を開始します。
ご希望の場合は、こちらまでご連絡下さい。

大野北第2高齢者支援センター

042-768-2195 (日曜・祭日を除く8:30~17:15)

